広報ひらつか

昭和38年4月1日・神奈川県平塚市役所発行・編集総務課　（電）1261—1270

臨時　38,000部発行・全世帯配布（1部5円）・昭和31年10月3日第3種郵便物認可

NO. 137〔臨時号〕

ワタシのうちも定額料金になりました…汲み取り確認券をわたす（花水で）

一般家庭は定額料金

し尿処理制度を改正

業者も協力、きょう順調なすべり出し

市は、昨年来、検討をかさねていたし尿汲み取り料金の集金方法と同料金の改訂について最終案をまとめ、これを、さきの三月市議会定例会にはかって決定、きょう、四月一日から実施にうつしました。こんどのおもな改正点は、①一般家庭の汲み取り料金を定額制にしたこと、②同料金は市が領収し業者に対する手数料は市から支払うようにしたこと、③このため、チケット式の汲み取り確認券制度を採用したこと、④今後業者は、市の清掃作業計画によって汲み取りを行なうようにしたこと、⑤汲み取り料金を改訂したこと—などの諸点です。これについて担当の清掃課では「とかく悪評のあった従来のし尿汲み取り制度を、相当おおはばに、また、根本的に改正した。これによって、汲み取りに来ない、料金が高い、などの市民の苦情をなくしていけると思う」とみています。とにかく、きょうから清掃業者が、ご家庭から、直接汲み取り料金をいただくということはなくなり、ご家庭では、汲み取りが行なわれたときに、市役所からおとどけした汲み取り確認券を作業員におわたしいただけばよい、という新制度が発足しました。そして、今月から、汲み取り手数料は、これと同じように、市役所から、ご家庭へ、請求がいくようになりました。

四月一日から実施にうつした、あたらしいし尿汲み取り制度は、市内各衛生業者も、これに協力的な態度をとり、順調なすべり出しをしました。今後、さらに、新制度の効果をあげていくためには、各面で、ご家庭や事業所など、汲み取ってもらう立場の人たちの協力ものぞまれます。ことお便所のことだから、くさい話であり、関係したくない、というような言動や、考え方は、せっかくの新制度の足をひっぱるものといえます。新汲み取り制度の効果は、清掃課と、清掃業者と、そして、ご家庭など、この仕事に関係のあるぜんぶの人の協力によって、今後に期待すべきものです。

汲み取り確認券を、業者におわたしいただくとき、汲み取りの状況を確認することなど、ちいさな注意もおろそかにされるべきではなく、また、一部に残っている、清掃業者への特別な態度も、このさいあらためられてほしいものです。

不満、チケット方式で解決

『従量制の単価』18リットル二十三円に

あたらしいし尿汲み取り制度について、清掃課は、次のように説明しています。

【清掃課の説明】こんどの改正は、昨年来検討をかさねてきた結果であり、便所の汲み取りが、なんども業者に電話をかけたり清掃課に申し出なければできないというようなことをなくし、各家庭の便所がいつも清潔であるのと同時に、その汲み取り料金もなっとくのいくものにするために断行した。

新汲み取り制度では、まず、汲み取り対象を、①居住者がほぼ一定している一般家庭と、②便所使用者が一定していない飲食店、旅館、会社工場などと、③水洗便所である所に三区分し、そのおのおのにあった汲み取り作業と料金をきめた。

また、いままで、清掃業者が、各自に作業計画をたて、それによって汲み取りを行なっていたが、こんどから、市役所が責任をもって清掃作業計画をたて、業者は、この、市役所の計画にもとづいて作業をすすめることになった。

苦情のおおかった、汲み取り料金については、業者が家庭から直接受け取るという方法をあらため、料金あつめは市役所が行なうことにした。清掃作業と汲み取り料の集金とを分離したわけで、今後、ご家庭や事業所などが、汲み取りを受けたさいに、その場で現金を払う必要をなくした。そのかわり、汲み取りを受けたときは、その作業が確実に行なわれたかどうかを確認し、業者に清掃確認票をおわたしいただきたい。市役所は、この確認票によって作業料金を計算し、業者に対して支払いを行なうので、確認票をわたすときは、このことを念頭においていただきたい。清掃確認票は、市役所から、各ご家庭や商店、会社、工場などにすでにおとどけした。これに所要事項を記入のうえ、印をおして一回一枚あておわたしいただけばよいことになっている。

今月から、便所の汲み取りは、あくまで、市役所が直接的に責任をもち、汲み取り計画をたてるのであって、清掃業者は、市の委託を受けて作業をする、という考え方にたち、したがって市役所から、業者へ払う汲み取り料金も、委託料の名目で支出することになった。

改正料金と汲み取り回数などは次のとおりとなった。

汚物処理

定額制　▽該当・一般家庭や商店などで、居住人数やその家の便所使用者が、年間をつうじて、ほぼ一定しているもの。

▽汲み取り・一カ月につき、三人まで一回、四人以上二回（二才未満児をのぞく）。

▽料金・一カ月につき、世帯均等割八十円、人数割一人当り三十円（二才未満児をのぞく）

▽作業確認・「定額制し尿汲取伝票」を使う。作業が行なわれたかどうかを確認したうえで、その月の伝票に記入、押印して、業者にわたせばよい。

従量制　▽該当・飲食店、旅館、事業場、アパートなどそこの便所を使用する人数が一定でなく、人数割、世帯割で手数料の算定ができないもの。（方法的には、いままでと同じである、ただ、料金とその支払い方法がちがった）。

▽汲み取り、月何回という定めをおかず、汲み取りが必要になったら、そのつど清掃業者に、各自連絡して汲み取りを受ける。

▽料金・十八リットルにつき二十三円。（いままでは、三十六リットル三十円だったが、実情は、これを上まわる料金の請求がおこったりしていた。こんど十八リットル（一斗）あたりの料金単価をきめたのは、汲み取り自動車のタンクの目盛が十八リットルきざみになっており、だれにも汲み取り量がわかるようにしたためである。）

▽作業確認・「従量制し尿汲取伝票」を使う。業者が汲み取りにきたら、車のタンク後部にある目盛によって、汲み取り量を確認し、その量を記入、押印のうえ、業者に伝票をわたせばよい。

水洗便所　浄化そうのある所が対象、浄化そう内の汚物は、ことし一月一日から、生し尿と同じ処理方法となったので、従量制の場合とだいたい同じに取り扱うことになった。

▽料金・十八リットルにつき二十三円以上二十七円以内（浄化そうの清掃手数料をふくむ）。

▽作業確認・清掃が必要になったら、市役所か、保健所に、浄化そう掃除届を出し、そのとき、「浄化そう清掃確認票」を市役所からもらい、これに所要事項を記入、押印して、業者にわたしていただけばよい。

なお、定額制のところで、きめられた汲み取り回数では、どうしてもいっぱいになってこまるときは、市役所清掃課に申し出てほしい、事情を検討したうえで、やむを得ないときは、別に「券」を出し、業者をまわしたい。

四月号延期　編集その他のつごうにより、広報紙四月十日定期号の発行日を五日間延期し、四月十五日付けで発行します。四月号は、三月議会の結果新年度予算の内容、新市庁舎の建設計画などを中心に八ページだてとする予定です。（総務課）

花いっぱい運動　第7回

4月7日にキャラバン

種子24,000袋・苗1,800株

戸川市長も、任期最後の花いっぱい運動としてパレードに参加します。春をむかえて、お宅の庭に花をおそだてください。右の順序で市内を巡回、苗や種子を無料でさしあげます

集合 8.30 →	体育館前 9.00 →	柳町交番横 9.05 →	富士見小学校 9.15 →	花水公園 9.30 →	羽衣公園 9.50 →	第2分団前 10.10 →	須賀信用金庫前 10.25 ↓
湘南平 12.45 ↓	← 南原神社 12.30	← 中原小学校 12.15	← 追分 11.55	← 崇善小学校付近 11.35	← 駅前 11.15	← 東雲公園 10.55	← 魚市場付近 10.35
旭農協付近 13.40 →	吉沢小学校 13.55 →	土屋小学校 14.10 →	金目観音前 14.25 →	片岡集会所 14.40 →	金田小学校 14.50 →	岡崎農協前 15.10 →	城島小学校 15.25 ↓
市民センター 17.30 ↓	← 八幡公民館 17.10	← 四ノ宮公民館 16.50	← 田村郵便局前 16.35	← 大神神社前 16.25	← 横内四ツ角 16.10	← 真土集荷所前 15.55	← 豊田加藤パーマ前 15.40

終了

中原南原の飛び地なくす

市議会臨時会　市庁舎敷地払い下げ後に担保

ことし初の市議会臨時会は、二月十五日、地方自治法第一〇一条後段の規定による議員の招集請求によって開会、字区域変更の諮問に対する答申案などを可決しました。これは、大野土地改良区の換地認可申請にかかるもので、県知事から市の議会に対し、認可にともない、市議会の意見を求めてきたため、議会発議の案件として、市長に、議会から、臨時会の招集が請求され、開会したものです。また、続く二月二十六日、市長は、第二回市議会臨時会を招集、三十七年度一般会計第四次追加更正予算案など四追加更正予算を上程し、いずれも原案どおり可決をみました。

一般会計に第四次 追加更正

市議会臨時会で決定したおもな内容は次のとおりです。

第一回臨時会　▼大野土地改良区内の字区域の変更について、県知事から市議会に対して諮問があり、これに異議ないむね答申することを決定しました。

これは、市長が、県知事に対して、大野土地改良区の換地計画ができたので、これにともない土地改良後の新道その他にあわせて、八幡・四之宮・真土・中原上宿・中原下宿・南原各大字の区域を変更したいとの上申を行なったのに対して、知事が地元市会の意見を求めてきたもので、こんどの答申により大野土地改良区内の大字変更は正式認可がおりることになりました。

この大字変更により、いままで畑の中などを走っていた前記各大字間の境界は、いずれも改良道路上などにおかれることになるほか、中原上宿・中原下宿・南原間相互にあった飛び地は、改良区内に限り、完全に解消されることになりました。

【大野土地改良】旧大野町当時の昭和二十八年着工、昭和三十五年工事が完了した、市内最大級の土地改良事業で、この七年間に五千五百六十四万円の事業費を投じ、三百五十ヘクタール八幡、四之宮、真土、中原上宿中原下宿、南原の六字にまたがる大野地区中心部の様相を一変した事業。三十五年工事完了後、換地のための確定測量と換地計画の作成を行なっていました。このほど、この計画ができたので県知事に正式認可を求めたもの。これについて担当の農産課は、「市議会が県知事に対して異議ないむねの答申を出したので、大野土地改良の換地計画は正式認可をまつばかりとなりちかくこの告示があるはず。認可後は登記事務と精算事務にはいることになる。登記に今後一年ぐらいかかろう（三月十五日談）」と説明しています。

▼新市庁舎建設敷地として、八幡神社北側の国有地の払い下げを受けるにあたり、払い下げ代金の延納（七カ年分割）を認めてもらうため、同地一万八千七百八十七平方メートル（五千六百九十三坪）を、払い下げ後、大蔵省に対して担保に供することを決定しました。

新市庁舎建設用地として、市が払い下げ申請を行なっている前記八幡神社北側の国有地一万八千七百八十七平方メートルは、大蔵省から「一億五千百四十一万余円で払い下げる。うち約四割を即納とし、残る九千二百万余円を七カ年に分割支払いとしてよい。この場合、国有財産法の規定により、払い下げ土地を担保に入れてもらう」むねの内示がきています。払い下げの見とおしについて管財課は、「庁舎建設用地の払い下げは、いま、大蔵本省で決裁中であり、三月なかば以前には、次官決裁を得て、正式に、払い下げ通知がくるものと思う（三月十日談）」と話しています。

第二回臨時会　▼昭和三十七年度一般会計第四次追加更正予算（一千八百六十六万円増）を可決、これで一般会計の本年度予算額は十五億四千四百五十九万円、▼同特別会計競馬事業費第五次追加更正予算（四百三十二万円増）を可決、これで本会計の予算額は十六億一千三百五十一万円、▼特別会計簡易水道事業費追加更正予算（五十九万円増）を可決、これで本会計の予算額は五千五百五十一万円、▼同特別会計都市計画懸入工業地帯造成事業費追加更正予算（九十一万円増）を可決、これで本会計の予算額は五千万円台になりました。この結果、平塚市の一般・特別全会計を合算した、昭和三十七年度総体予算額は、四十六億四千九百三十六万円に達しました。

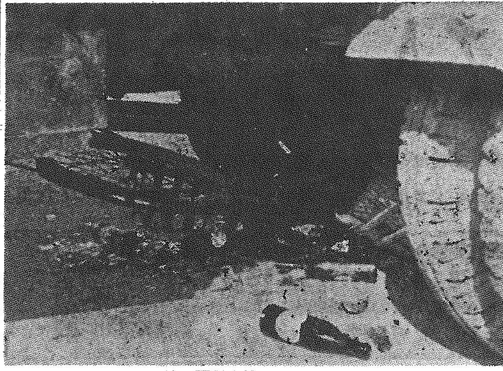

交通事故…国保を使えないことがある

交通事故などに使えない

国民健康保険　傷病届けをぜひ

市が経営する国民健康保険は〝ころばぬさきのつえ〟として、現在加入一万五百世帯、被保険者四万五百人をかぞえます。この人たちにとって、国民健康保険は、病気やけがをしたときにすべて利用でき、しかも、何年でも、その病気やけががなおるまでかかれる保険として使われています。ところが、この国民健康保険も、交通事故などでは使えない場合があります。この点はあんがい知られておらずとくに最近、数多くなった交通事故などによって、これが表面化しつつあるため、担当の国民健康保険課では、あらためて、次のような注意をだしました。

【国保課の注意】次の場合は、国民健康保険を使って医者にかかることができない。しかし、交通事故やよっぱらいなどによる事故でも、その理由によっては、保険給付の対象となるばあいもあるから、所定の手続きをとるようおすすめしたい。これらの事故の治療にあたって、さきに医者にかかってしまい、支払いの段階になって、保険が使える、使えないでお困りの方を見受けるが、事前に、国民健康保険課給付係へご相談願い「第三者の行為および交通事故による傷病届」をお出しいただきたいと思う。国保が使えないことになっている治療は、次の五点である、

①道路交通法に違反して事故をおこし、けがをしたばあいなど、自分の犯罪に原因がある病気やけがを治療するとき。

②けんかとか、よっぱらったりして、けがや病気になり、これをなおすとき。

③自動車にひかれたときなど、第三者から加えられたけがや病気を治療するとき。

④療養中に、医者の指導にしたがわなかったり、適切な診察を受けなかったりしたとき。

⑤健康診断、予防注射、ふつうの妊娠やお産など、病気のたぐいにはいらない治療。歯並びをきれいにしたり、前歯に金冠をつけたり、整形手術、不妊手術なども これに該当する。

婦人のつどい

わが家の健康づくり中心に

県と国連協会県本部の共済で、第十五回世界保健デー記念国連婦人のつどいがひらかれます。神奈川県栄養短大学長の「わが家の健康づくり」と題するお話や、五人の体験発表などを予定。参加自由。▼四月九日前十時～市内農業会館

し尿とごみの料金いっしょに

ひらつかさん・清掃課長　対談

広報紙連載まんがの主人公、中野またか氏の筆になる〝ひらつかさん〟に登場いただき、北村清掃課長と、きょうから改正した、し尿汲み取り制度の問題点をめぐって話し合ってもらいました。

ひらつかさん・わたしも、お便所の汲み取りが、もうすこしなんとかならないかと思っていました。今度の改正で、いちばんかわった点は、なんでしょう。

清掃課長・いちばんの改正点は、業者がじかにいただいていた汲み取り料金を、市役所に払っていただくようにしたことでしょうね……

ひ・いままでのように、汲み取りにきた業者に、料金を支払うというようなことは、ほんとうになんにもなくなったのですか。

課長・今後は、いっさい、業者に現金を支払っていただくことはありません。

ひ・説明にある「汲み取り伝票」ですがね…いつくばられました。

課長・三月中にくばりおえました。二月に市から、往復はがきで、汲み取り希望をたしかめましたが、そのとき、返信用はがきでお申し込みのあったところへくばりました。「伝票」がとどいていなかったり、希望があるのに、まだ申し込みのしてない方は、清掃課へ連絡いただけばすぐ手配します。

ひ・世帯人員三人以上だと、月一回汲むということですが… わたしのところじゃあ、月一回ではまにあいませんが…

課長・汲み取り回数がどうしてもたりないときは、清掃課へご相談くだされば…お宅のお便所をしらべさせていただいたうえでもう一回分の「汲取伝票」を出すことにしています。たりないからといって、現金を払って、業者に汲んでやってもらうというようなことは、絶対にさけてほしいです。

ひ・四人以上のところは、月二回汲むんですね。わたしのところは四人ですが、ひとりは二才未満児なんです。汲み取り回数は一回、二回のどっちです。

課長・二才未満の子は計算外にしましたから、一回ですね。

ひ・「汲み取伝票」をなくしたりしたときは……

課長・まあ、お金のかわりと思って、ていねいに扱ってもらいたいですね…清掃課で再発行はしますが……

ひ・わたしのところは、共かせぎで、ちょっと、日曜以外は、汲み取りに立ち合ったり、伝票をわたしたりできないんです…こまっちゃうんですがね

課長・業者のほうも、日曜日は原則として休業しますし、業者と連絡をとっていただいて、汲み取りの日時をきめて、そのときだけおいていただくのも一案だと思うのですが…それもできないときは、お隣、お願いして、伝票をあずけて、手続きを代行してもらう…定額制のばあいはるす中に汲み取ってもらっちゃって、あとで伝票をわたされてもいいと思いますがネ。業者には、できるだけ、市民サービスを心がけるよう指導していきます。

ひ・定額制のばあいは、汲み取った量を確認する必要はないんですか。

課長・定額制のところは、汲み取りのつど、ぜんぶ、きれいに取るよう指示してありますから、ぜんぶ汲み取られたかどうかをたしかめたうえで、「伝票」をわたしていただきたいです。残っているときは、ぜんぶ汲み取るよう注意してください。量の確認は、定額制のばあいは必要ありません。

ひ・お隣りは、夫婦二人だけで、お便所が大きいんですね。したがって、六カ月に一回くらいの汲み取りで十分らしいんです。こんなときは、どうなります。

課長・お便所はね、ためてから汲まなければならないというものじゃあない…そうでしょう。できれば、毎日、毎日、汲んできれいにしておきたい。毎日汲み取りにいっていいんじゃあないんですか……それではめんどうだ、とおっしゃる方は、申し出ていただいて……そうすれば、従量制といって、汲み取った量に応じて料金計算をする方法に変更します。

ひ・裏手の家で、道路からずっとひっこんでいて、し尿車のホースがとどかない…このお宅でも汲み取りの申し込みをしていいんでしょうか。

課長・ホースがとどかない所は、〝おけ〟で、かついで汲み取りますから心配はいらないですね、申し込みを早くしてもらってください。

ひ・とちゅうで、家族がふえたりへったりしたらどうなります。

課長・定額制のお宅ですと、人数の増減によって、汲み取り回数や手数料がちがってきますからごめんどうでも、そのつど、清掃課におとどけいただきたいですね。

ひ・定額制の汲み取り手数料は、いつおさめるのですか…

課長・市から、三カ月ごとに、納付通知書を発行します。通知書を受け取ったら、税金と同じ要領で、市役所・支所・各出張所・支金庫に払い込んでいただく、という方法をとりました。六月末、九月末、十二月末、三月末が各納期限になります。納期をこえないように、とくにお願いしておきたいですね。

ひ・従量制の手数料は……

課長・十八リットルにつき三十三円の計算で、翌月払いです。これも、市から納付通知書を出します。

ひ・ちかくに、水洗便所のお宅がありますがネ、この清掃手料はどうなります……

課長・汲み取った汚物の量によって手数料を算定する、ということになっています。このなかには、掃除手数料もふくむことになっています。従量制と同じ、翌月払いで……

ひ・ごみの手数料と、こんどのし尿清掃手数料を、いっしょにおさめれたら、つごうがいいと思いますが……

課長・納付通知書には、し尿もごみの方も、両方の手数料を合計したものを記入します。ご意見のとおり、一枚の納付で、両方いちどに払い込みできるようにします。

ひ・従量制や水洗便所のばあい、汲み取り量が基準となりますネ。だが、し尿車の目盛りは一般には確認しにくい…いい方法ありませんか……

課長・わたしどもも、その点はよく承知しています。そこで、だれが見てもわかりやすいように車の目盛の横に、ぜんぶもうひとつ補助目盛をつけることにしています。補助目盛は、十八リットル単位にしますので、計算しやすくなる、と思っています。

ひ・だいぶお聞きしましたが…このことで連絡したいときは……

課長・あたらしい制度には、まだまだ疑問がでるはず…市民みなさんのご意見だってあるでしょうから、ごえんりょなくご連絡をいただきたい……連絡先は、市役所の清掃課清掃第一係です。